

恩納村保育所・幼稚園  
の在り方に関する基本方針

令和5年6月  
(令和6年9月一部改正)

恩納村・恩納村教育委員会

## 目次

|     |                  |   |
|-----|------------------|---|
| 1   | はじめに             | 1 |
| 1-1 | 基本方針策定の趣旨        | 1 |
| 1-2 | 基本方針の位置づけ        | 1 |
| 2   | 恩納村保育所・幼稚園の現状と課題 | 2 |
| 2-1 | 人口の推移            | 2 |
| 2-2 | 校区別人口(0～14歳児)    | 3 |
| 2-3 | 村内就学前教育・保育施設     | 4 |
| 2-4 | 現状と今後の展望         | 5 |
| 3   | 基本方針             | 5 |
|     | ◆認定こども園への移行      | 5 |
|     | ◆民営化の推進          | 5 |
|     | ◆公立保育士・幼稚園教諭の集約化 | 5 |
|     | ◆教育・保育の資質向上及び確保  | 5 |
|     | ◆既存公立施設の跡地       | 5 |
| 4   | 移行方針及びスケジュール     | 6 |
| 5   | むすび              | 7 |

# 1 はじめに

## 1-1 基本方針策定の趣旨

現代社会をとりまく背景は、少子化や核家族化、共働き世帯の増加の中、さらにコロナ禍で物価高騰により家計への経済的負担の増大し、子どもと家庭をとりまく環境は大きく変化しています。

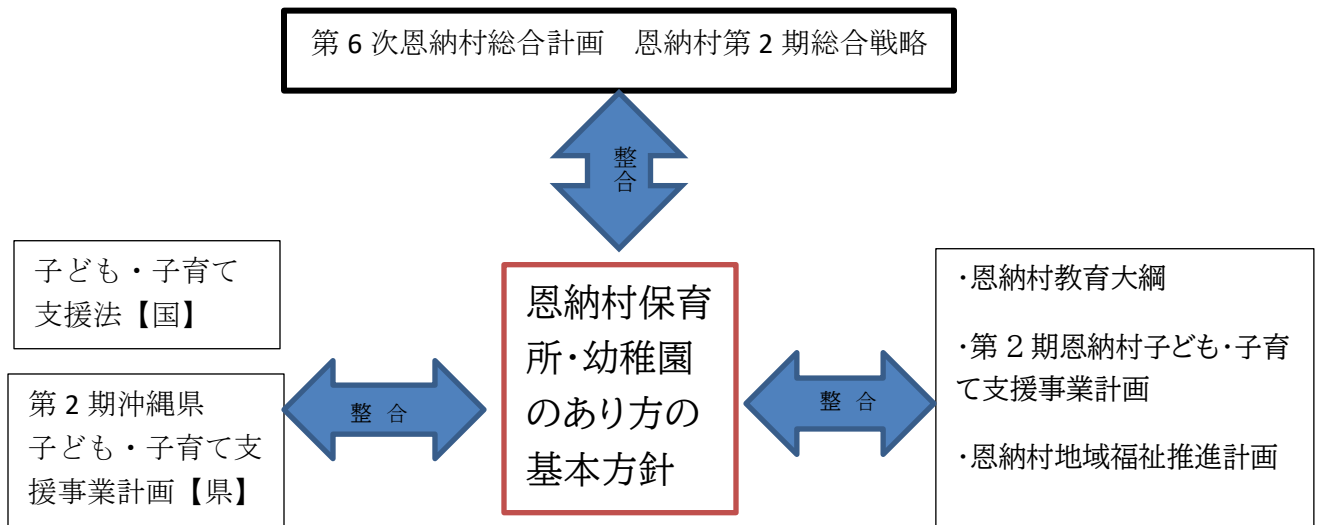
子育てにおいても、既存の幼稚園や保育所だけでなく、保護者の就労形態等に関わらず子どもが就学前教育・保育の機会を得る事ができる教育と保育が一体化した施設を加えることにより、保護者の選択肢を広げ、多様化する保育ニーズに対応し、子どもを安心して産み育てられる環境づくりとして「幼保一元化」が求められています。

国においては、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年(2015)年度に施行され、新制度では、就学前教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域のニーズに応じた保育の提供等が図られ、「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」を目的に、保護者の就労状況等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる「認定こども園」の普及を推進しています。

本村においては、「第2期 恩納村子ども・子育て支援事業計画」においても基本方針の策定があげられています。

## 1-2 基本方針の位置づけ

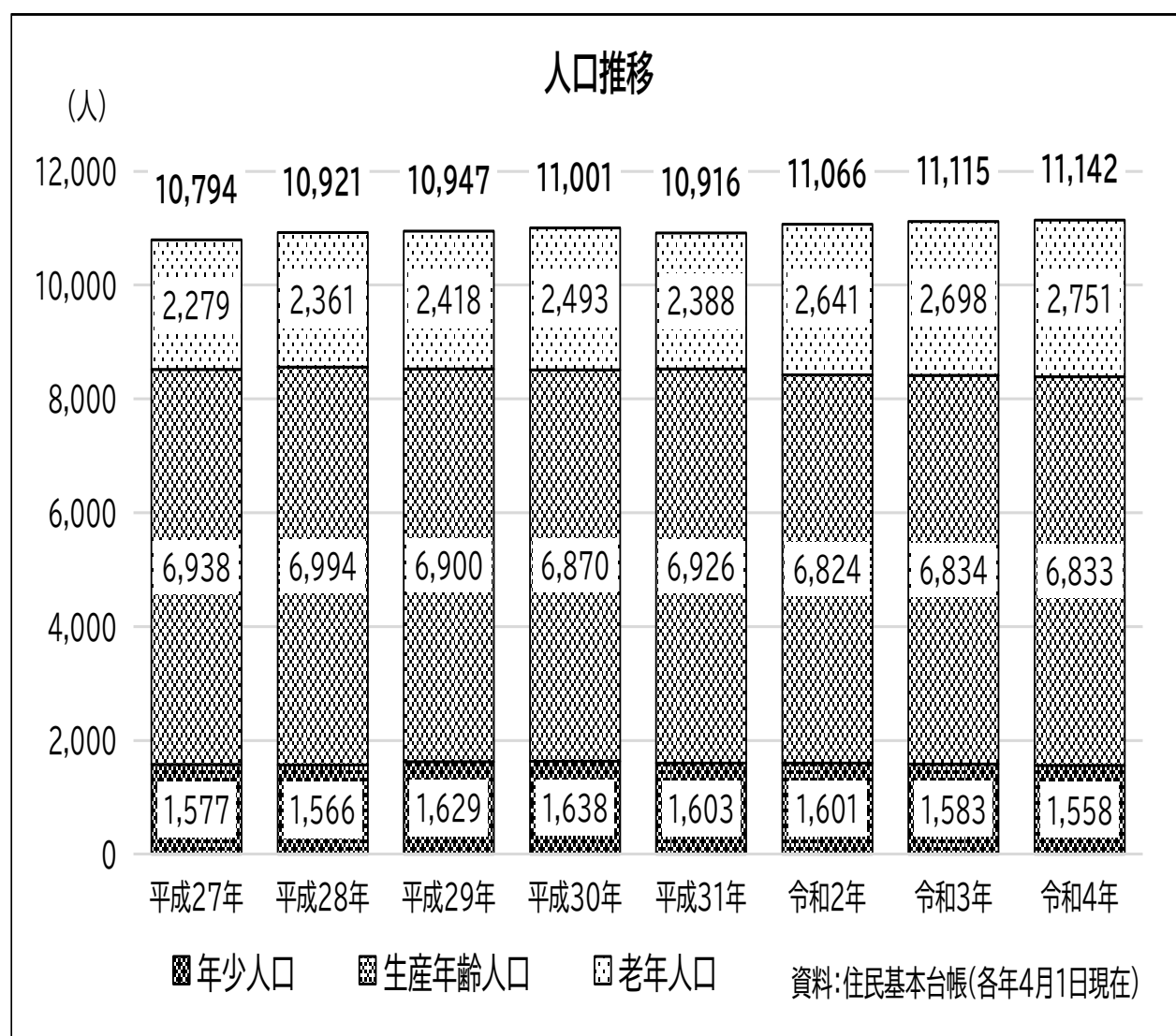
本計画の策定にあたっては、本村の最上位計画である「恩納村第6次総合計画(前期基本計画)恩納村第2期総合戦略」や「恩納村地域福祉推進計画」、「第2期恩納村子ども・子育て支援事業計画」、「恩納村教育大綱」等と整合を図るものとします。



## 2 恩納村保育所・幼稚園の現状と課題

### 2-1 人口の推移

- 総人口は、平成31年を除き増加で推移しており、令和4年は11,142人で平成27年(10,794人)に比べ348人増加しています。
- 年齢3区分の人口推移について、0歳から14歳までの年少人口は平成28年から平成30年にかけて増加がみられるものの、それ以降は減少傾向となっています。15歳から64歳までの生産年齢人口は増減を繰り返しながら推移しているものの、令和4年は平成27年に比べ105人減少しています。65歳以上の老年人口は平成31年を除いて経年増加で推移し、令和4年は平成27年に比べ472人増加しています。



## 2-2 校区別人口(0~14 歳児)

| 年齢    | 安富祖校区 |    |     | 恩納校区 |     |     | 仲泊校区 |     |     | 山田校区 |     |     | 合計  |     |      | 比較・減少率<br>(直近10年最多)<br>対象年齢：8歳<br>(123名) |        |
|-------|-------|----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|--|--------|
|       | 男     | 女  | 合計  | 男    | 女   | 合計  | 男    | 女   | 合計  | 男    | 女   | 合計  | 男   | 女   | 合計   |  |        |
| 0     | 2     | 9  | 11  | 14   | 9   | 23  | 8    | 4   | 12  | 6    | 8   | 14  | 30  | 30  | 60   | 48.8                                     | △ 51.2 |
| 1     | 4     | 4  | 8   | 16   | 19  | 35  | 10   | 11  | 21  | 8    | 2   | 10  | 38  | 36  | 74   | 60.2                                     | △ 39.8 |
| 2     | 2     | 0  | 2   | 17   | 17  | 34  | 8    | 18  | 26  | 12   | 6   | 18  | 39  | 41  | 80   | 65.0                                     | △ 35.0 |
| 3     | 4     | 4  | 8   | 19   | 12  | 31  | 7    | 9   | 16  | 7    | 14  | 21  | 37  | 39  | 76   | 61.8                                     | △ 38.2 |
| 4     | 5     | 4  | 9   | 24   | 11  | 35  | 9    | 10  | 19  | 9    | 14  | 23  | 47  | 39  | 86   | 69.9                                     | △ 30.1 |
| 5     | 13    | 6  | 19  | 33   | 20  | 53  | 12   | 12  | 24  | 11   | 12  | 23  | 69  | 50  | 119  | 96.7                                     | △ 3.3  |
| 0~5計  | 30    | 27 | 57  | 123  | 88  | 211 | 54   | 64  | 118 | 53   | 56  | 109 | 260 | 235 | 495  | -  | -      |
| 6     | 5     | 8  | 13  | 25   | 24  | 49  | 12   | 11  | 23  | 14   | 15  | 29  | 56  | 58  | 114  | 92.7                                     | △ 7.3  |
| 7     | 6     | 10 | 16  | 20   | 17  | 37  | 11   | 6   | 17  | 12   | 14  | 26  | 49  | 47  | 96   | 78.0                                     | △ 22.0 |
| 8     | 6     | 7  | 13  | 24   | 34  | 58  | 15   | 5   | 20  | 14   | 18  | 32  | 59  | 64  | 123  | 100                                      | 100.0  |
| 9     | 7     | 10 | 17  | 15   | 28  | 43  | 15   | 12  | 27  | 14   | 13  | 27  | 51  | 63  | 114  | 92.7                                     | △ 7.3  |
| 10    | 9     | 5  | 14  | 19   | 29  | 48  | 9    | 10  | 19  | 12   | 17  | 29  | 49  | 61  | 110  | 89.4                                     | △ 10.6 |
| 11    | 7     | 8  | 15  | 22   | 19  | 41  | 12   | 10  | 22  | 19   | 19  | 38  | 60  | 56  | 116  | 94.3                                     | △ 5.7  |
| 12    | 4     | 6  | 10  | 14   | 19  | 33  | 13   | 9   | 22  | 12   | 16  | 28  | 43  | 50  | 93   | 75.6                                     | △ 24.4 |
| 13    | 10    | 5  | 15  | 19   | 26  | 45  | 7    | 13  | 20  | 18   | 21  | 39  | 54  | 65  | 119  | 96.7                                     | △ 3.3  |
| 14    | 9     | 12 | 21  | 29   | 28  | 57  | 6    | 15  | 21  | 11   | 17  | 28  | 55  | 72  | 127  | 103.3                                    | 3.3    |
| 6~14計 | 63    | 71 | 134 | 187  | 224 | 411 | 100  | 91  | 191 | 126  | 150 | 276 | 476 | 536 | 1012 | -  | -      |
| 合計    | 93    | 98 | 191 | 310  | 312 | 622 | 154  | 155 | 309 | 179  | 206 | 385 | 736 | 771 | 1507 | -  | -      |

【恩納村住民基本台帳 令和5年4月1日現在】

- 0歳~14歳の人口中8歳児123人が最多出生人数となっております。
- 0歳~4歳までは各年齢100名以下となっており、少子化を示しております。
- 安富祖校区においては、0歳~5歳の人口が57名であり、公立幼稚園・保育園の定員数を下回っている現状です。

## 2-3 村内就学前教育・保育施設

| 施設<br>【令和5年4月1日】 | 公立<br>保育所      | 私立認可<br>保育園        | 地域型保育施設     |             | 認可外<br>保育園     | 企業主導型<br>保育園 | 公立<br>幼稚園   |
|------------------|----------------|--------------------|-------------|-------------|----------------|--------------|-------------|
|                  |                |                    | 小規模保育<br>事業 | 家庭的保育<br>事業 |                |              |             |
| 個 所 数            | 3              | 2                  | 1           | 1           | 2              | 1            | 3           |
| 定 員              | 各65名           | 60名                | 19名         | 5名          | 250名①<br>135名② | 19名          | 1クラス30名     |
| 対 象 年 齢          | 0～4            | ・0～5(風)<br>・0～4(お) | 0～2         | 0～2         | 1～5            | 0～2          | 5           |
| 預 かり 保 育         | 休止<br>保育士不足    | なし                 | なし          | なし          | なし             | あり           | あり          |
| 備 考              | 令和6年<br>民営化(1) |                    |             |             |                |              | 令和5年2<br>休園 |

- ・令和6年度公立保育所(恩納)1つを民営化予定。
- ・令和5年度公立幼稚園5園中、2園が休園。園児の減少と職員欠員のため。
- ・認可外保育園①=OIST てだこ CDC
- 認可外保育園②=子どもの森保育園

## 2-4 現状と今後の展望

年齢別人口を踏まえ、村内において急激な人口増を見込む要素等はなく、0歳児から5歳児の年齢別人口を今後の保育等施設に当てはめて精査すると、保育所及び幼稚園の運営にも大きく影響があると考えられます。

今後も就学児童数の減少が続く事が予測される一方で、幼児教育・保育無償化などにより潜在的な保育ニーズが求められます。また、公立施設においては、保育士不足による受入れ児童数の減少や幼稚園教職員の不足も深刻な課題となっております。就学前の子どもたちにより良い教育・保育環境を提供するためにも、村全体の就学前教育・保育という視点で公立保育所・幼稚園の役割並びに適正規模・適性配置等をはじめとした公立保育所・幼稚園のあり方を検討する必要があります。

近隣市町村ほとんどの公立保育所・幼稚園が「認定こども園」へ移行されており、恩納村においても第2期恩納村子ども・子育て事業計画(令和2年3月)の基本施策1-(2)教育・保育施設の連携強化及び家庭における教育力の向上の取り組みで「今後の保育所・幼稚園のあり方の基本方針の策定」及び「集団活動を実践できる環境を目指し、定員を大きく下回る園について統廃合や認定こども園等も含め、関係機関と検討します。(教育委員会)」と明記され恩納村立保育所民営化検討委員会の中でも「認定こども園」の整備は喫緊の課題とし、恩納村と教育委員会が分野横断的に取り組まなければならない事項として確認しております。

### 3 基本方針

---

本村では、「恩納村第6次総合計画」の子育て・教育の基本目標に『子どもたちが夢や希望をもち、のびのび輝く村』を施策として【子育て支援の充実】【教育の充実】を掲げております。

子ども・子育てを取り巻く社会情勢が大きく変化している中、本村が抱える課題の解決、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた保育と教育の充実を図るとともに、多様な保育ニーズに対応するため、既存の公立保育所・幼稚園の統廃合及び認定こども園への移行、子育て支援及び健やかな成長を支える教育環境の充実を目指し、本村の保育所・幼稚園のあり方を検討していくものとします。

#### ◆認定こども園への移行

認定こども園への移行にあたっては、就学前児童数の減少により、保育・教育施設を適正規模で維持することは公私ともに困難になってくることが予想されるため、周辺私立保育園、公立保育園、幼稚園の受入れ状況等も踏まえながら検討を行います。

#### ◆民営化の推進

限りある人員及び財源で安定かつ多様な保育サービスを提供するため、公私連携幼保連携型認定こども園への移行を推進します。

なお、公私連携型認定こども園は、村の方針に基づき運営することとし、公私が一体となった保育・教育の提供を図ります。

#### ◆公立保育士・幼稚園教諭の集約化

公立施設の統廃合や民間活力の導入により、村職員の集約化が図られるため、職員体制を強化した運営を行います。

#### ◆教育・保育の資質向上及び確保

子どもたちが、村内就学前教育・保育施設どの施設に通っていても質の高い教育・保育をうけることができる環境作りを目指し、「恩納村保育者育成指標モデル」の充実や小学校就学前の教育と小学校教育の円滑な接続のため「保・幼・こ・小の連絡会」の発足、村幼児教育支援体制を強化するため幼小接続・幼児教育アドバイザーの配置を推進していきます。

#### ◆既存公立施設の跡地

統廃合及び認定こども園の移行に伴い、使用しなくなった既存の公立施設については、福祉・教育分野への活用が可能か検討を行います。

#### 4 移行方針及びスケジュール

第2期恩納村子ども・子育て支援事業計画で設定した「教育・保育の提供区域」を基に次のように進めることとします。

○「公私連携幼保連携型認定こども園」の整備に努め、教育・保育の一体的提供を進めます。

○「公立認定こども園(保育所型)」への移行を1園進め、職員を集約しその機能と役割を最大限に発揮できるよう努めます。

※公立認定こども園(保育所型)は、既存の安富祖保育所施設の活用を行います。

※移行計画や移行時期については社会情勢の変化等を踏まえ、随時見直しを行います。

##### 【保育所】

| 保育所名         | 令和5年度 | 令和6年度   | 令和7年度   | 令和8年度          | 令和9年度          | 令和10年度         |
|--------------|-------|---------|---------|----------------|----------------|----------------|
| 公立安富祖保育所     | 直営    | 直営      | 直営      | 公立認定こども園(保育所型) | 公立認定こども園(保育所型) | 公立認定こども園(保育所型) |
| 公立恩納保育所      | 直営    | 民営認可保育園 | 民営認可保育園 | 公私連携幼保連携型こども園  | 公私連携幼保連携型こども園  | 公私連携幼保連携型こども園  |
| 公立山田保育所      | 直営    | 直営      | 直営      | 直営(定員減)        | 今後のあり方を検討      |                |
| 私立認可保育施設(2園) | 継続    | 継続      | 継続      | 継続             | 継続             | 継続             |
| 地域型保育施設(2園)  | 継続    | 継続      | 継続      | 継続             | 継続             | 継続             |

##### 【幼稚園】

| 幼稚園名    | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度         | 令和9年度 | 令和10年度 |
|---------|-------|-------|-------|---------------|-------|--------|
| 安富祖幼稚園  | 直営    | 休園    | 休園    | 廃園(今後の在り方を検討) |       |        |
| 喜瀬武原幼稚園 | 廃園    |       |       |               |       |        |
| 恩納幼稚園   | 直営    | 直営    | 直営    | 廃園(今後の在り方を検討) |       |        |
| 仲泊幼稚園   | 直営    | 直営    | 直営    | 廃園(今後の在り方を検討) |       |        |
| 山田幼稚園   | 休園    | 休園    | 休園    | 廃園(今後の在り方を検討) |       |        |



## 5 むすび

---

子どもをとりまく諸課題の解決を目的として実施された新制度においては、教育・保育の一体的提供や子育ての支援機能をもつ認定こども園の普及が推進されている中、今後「全ての子どもの最善の利益」の実現に向けて、この基本方針に基づき各種の取組を進め、教育・保育の向上を図っていきます。

資料1

保育所・幼稚園・認定こども園の基本的な違い

|         | 公立保育所<br>(主に共働き家庭が利用)  | 公立幼稚園                        | 認定こども園(恩納村)<br>(専業、共働きどちらも利用可能) |
|---------|--|------------------------------|---------------------------------|
| 受入対象    | 0歳～4歳児<br>(保護者の就労等、入所要件有)  | 5歳児のみ                        | 0歳～5歳児                          |
| 入所開始日   | 4月1日   | 4月9日                         | 1号認定<br>2号・3号認定                 |
| 土曜保育    | あり   | なし<br>※預かり保育なし               | 1号認定:なし<br>2号・3号認定:あり           |
| 利用時間    | 7:30～18:30(標準)   | 8:00～<br>(預かり保育利用者は18時まで)    | 1号認定:<br>2号・3号認定:7:30～18:30     |
| 長期休業    | なし   | あり(夏休み、冬休み等)<br>※預かり保育を実施    | 1号認定:<br>2号・3号認定:なし             |
| 給食      | あり   | なし<br>※預かり保育を利用する場合、<br>弁当持参 | あり                              |
| 教育保育の内容 | 保育所は保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領、認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領に基づき実施。<br>園ごとに特色がありますが、どの園を利用しても同水準の教育が得られるよう内容の共通化が図られています。 |                              |                                 |

資料2

認定こども園の種類

|       | 幼保連携型<br>認定こども園  | 幼稚園型<br>認定こども園   | 保育所型<br>認定こども園   | 地方裁量型<br>認定こども園   |
|-------|--|--|--|---|
| 法的性格  | 学校かつ<br>児童福祉施設<br><br>幼稚園と保育所の両方の機能を<br>あわせ持つタイプ。認定こども園<br>として独立しており、教育機関か<br>つ児童福祉施設として文部科学<br>省と厚生労働省から認可を受け<br>ている。 | 学校<br>(幼稚園+保育所機能)<br><br>既存の幼稚園に保育所の機能が<br>追加されたタイプ。幼稚園として<br>の位置づけは変わらず「幼稚園教<br>育要領」に基づいた教育を行う。 | 児童福祉施設<br>(保育所+幼稚園機能)<br><br>既存の保育所に幼稚園の機<br>能が追加されたタイプ。保育<br>所としての位置づけは変わら<br>ず「保育所保育指針」に基づ<br>いた保育を行う。 | 幼稚園機能+保育所機能<br><br>既存の認可外の保育園や保育所<br>などに、認定こども園としての機<br>能が追加されたタイプ。 |
| 設置者   | ①国②自治体③学校法人④<br>社会福祉法人   | ①国②自治体③学校法人  | 制限なし   | 制限なし  |
| 職員の要件 | 保育教諭<br>(幼稚園教諭+保育士資格)  | ・満3歳以上→両免許・資格の併<br>用が望ましいが、いずれでも可<br>・3歳未満 →保育士資格が必要   | ・満3歳以上→両免許・資格の併<br>用が望ましいが、いずれでも可<br>・3歳未満 →保育士資格が必要   | ・満3歳以上→両免許・資格の併<br>用が望ましいが、いずれでも可<br>・3歳未満 →保育士資格が必要                |
| 園長の資格 | 両免許・資格を有し、5年以上の<br>一定の教育職、児童福祉事業の<br>経験者であることが必要。  | 教育免許状及び5年の教育職経<br>験、また10年の教育職経験を有<br>することが原則。  | 特に規定なし   | 特に規定なし  |

資料3  
用語解説

| No. | 用語        | 定義   |
|-----|-----------|--|
| 1   | 1号認定      | 親が就労してないため保育の必要性がないあ3歳～5歳のこども  |
| 2   | 2号認定      | 親が共働きのため保育の必要性がある3歳～5歳のこども   |
| 3   | 3号認定      | 親が共働きのため保育の必要性がある0歳～2歳のこども   |
| 4   | 認可保育所     | 施設の広さや保育士等の職員数、給食の設備など、国が定めた基準を満たし、市町村に認可を受けた保育施設。認可保育所には市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人など、民営が運営する私立保育所がある。 |
| 5   | 認可外保育所    | 施設の広さ等の点において、国が定めた基準を満たしておらず、市町村に認可を受けていない保育施設。  |
| 6   | 特定教育・保育施設 | 施設型給付(施設の運営に係る費用の補助)を受けるために、市町村から「確認」が行われた保育所・認定こども園・幼稚園のことを指す                                   |
| 7   | 特定地域型保育事業 | 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育を行う事業。  |
| 8   | 小規模保育施設   | 定員数が少人数(6～19人)で満3歳未満の子どもを対象にした施設。  |
| 9   | 家庭的保育施設   | 定員数が少人数(5人以下)で満3歳未満の子どもを対象にした施設。   |
| 10  | 一時預かり事業   | 家庭において保育祖受けることが一時的困難となった乳幼児について、保育所、認定こども園、幼稚園等で一時的に預かること。                                       |
| 11  | 公私連携      | 法人と市町村が、施設の貸与や譲渡等について協定を締結し、市町村がその法人を公私連携法人として指定を行った上で、法人運営されるこども園のこと。                           |
| 12  | 認定こども園    | 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能。                                 |
| 13  | 幼稚園教諭     | 幼稚園教諭の免許を持ち、幼稚園で3歳～小学校入学までの幼児教育を行う職員のこと。   |
| 14  | 保育士       | 保育士の資格を持ち、保育所で乳児から小学校就学前までの幼児を保育する職員のこと。   |
| 15  | 保育教諭      | 保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方を持ち、幼保連携型認定こども園で働く職員のこと。  |
| 16  | 保・幼・こ・小連携 | 幼稚園・保育所(保育園)・認定こども園の幼児教育の段階と小学校の段階の接続・連携に関する取り組み。  |

# 幼稚園・保育所の現状と課題

資料4

|          |    |    |    |     |     |    |
|----------|----|----|----|-----|-----|----|
| 施設<br>年齢 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳  | 4歳  | 5歳 |
| 幼稚園      |    |    |    | 未実施 | 未実施 | 実施 |

対象：3歳児から5歳児に対する複数年幼児教育の実施

本村の現状：5歳児のみの受け入れ

課題：3歳児・4歳児に対する教育の未実施

|          |    |    |    |    |    |     |
|----------|----|----|----|----|----|-----|
| 施設<br>年齢 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳  |
| 保育所      |    |    | 実施 |    |    | 未実施 |

対象：0歳児（生後6か月）から5歳児に対する教育・保育の実施

本村の現状：0歳児から4歳児までの受け入れ

課題：5歳児保育の未実施

|          |    |    |    |    |    |    |
|----------|----|----|----|----|----|----|
| 施設<br>年齢 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
| 認定こども園   |    |    |    | 実施 |    |    |

対象：0歳児から5歳児に対する幼児教育・保育の提供

こども園での実施：0歳児から5歳児に対する幼児教育・保育の提供

メリット：幼稚園における複数年幼児教育の実施、保育所における5歳児保育の実施による幼稚園・保育所が抱える課題の解決